

平成 26 年度第 2 回管理濃度等検討会の検討結果について

平成 26 年 3 月 17 日（火）10：00～12：15
経済産業省 11 階 1107 省庁共用第会議室

1 平成 26 年度第 1 回検討会での検討結果について【報告】

2 管理濃度の設定方法の見直しについて

事務局から管理濃度の設定方法の見直し（案）を提案し、委員の了承が得られた。

また、委員から、管理濃度の設定の際には、事業場における工学的対策についても考慮すべきとの意見があった。

<見直しのポイント>

今後も、管理濃度は、日本産業衛生学会の許容濃度及び米国産業衛生専門家会議のばく露限界の値を指針として専門家による検討を踏まえて設定する。

ただし、これら以外の職業ばく露限度であって、設定プロセスが明確であり、かつ、科学的根拠により提案がなされているものが存在し、これを活用することが適当な場合には、これらに加え、その値も参考にすることが出来るとされた。

3 個別物質の管理濃度等の検討

①ナフタレン【新規設定】

ナフタレンが特定化学物質（特定第二类物質、特別管理物質）に追加される方向であることから、管理濃度等について検討した。

なお、資料 2 - 4 「検討対象物質の概要」について、委員より、「ばく露限界の情報として日本産業衛生学会、ACGIH 以外に EC の欄が設けられているが、ナフタレンの場合特に参考とすべきことはないので削除すべき」との指摘があった。

（1）管理濃度

ACGIH のばく露限界を踏まえ、10ppm とすることが適当とされた。

（2）測定方法

リスク評価における標準測定分析方法を踏まえ、次のとおりとすること

が適当とされた。

- ・ 試料採取方法：固体捕集方法
- ・ 分析方法：ガスクロマトグラフ分析方法

(3) 局所排気装置の性能要件・稼働要件

抑制濃度により設定することとし、管理濃度と同じ 10ppm が適当とされた。

②リフラクトリーセラミックファイバー（別名：RCF）【新規設定】

RCF が特定化学物質（管理第二類物質、特別管理物質）に追加される方向であることから、管理濃度等について検討を開始したが、時間となったため、次回検討会にて、引き続き検討を行うこととなった。

○事務局（案）について

事務局から、管理濃度（案）、測定方法（案）、局所排気装置の性能要件（案）を説明した。

○セラミックファイバー工業会からの意見について

セラミックファイバー工業会から管理濃度等に関する意見書が提出され、説明が行われた。

意見の中で、PCM 法では RCF 以外の繊維も含めてカウントしてしまうことへの懸念が出されたが、委員から、「分散染色法により RCF のみをカウントすることが出来るのではないか」との意見があった。

また、委員から同工業会に対し、以下の事項について追加資料を提出して欲しい旨要望があり、次回までに可能な範囲で準備することとされた。

- RCF 中の吸引性繊維の割合がどうなっているのか示して欲しい
- 欧州委員会の提案理由書では、肺機能の追跡調査時（7年間）の個人ばく露濃度が記載されていないが、把握していれば示して欲しい。
- 欧州の死亡原因調査については、資料公表は 2003 年が最後であるが、最新のものを把握していれば示して欲しい。
- 管理濃度を 0.2f/cc、0.3f/cc、0.5f/cc と仮定し、作業環境測定結果の評価を行った場合、それぞれのケースにおいて管理区分の分布がどのようになるのか示して欲しい。

○簡易測定法について

名古屋委員提出資料については、次回検討会において同委員から説明していただくこととした。